

昭和十年四月五日 議決 四月五日執行

書記官 

議長 

副議長 

書記官長 

秘發一〇第八號 案

別紙ノ通勅令四件制定相成候様御取計相成度
此段及申牒候也

昭和十年四月五日

議長

内閣總理大臣宛

樞密院

勅令第 號

樞密院官制中左ノ通改正ス

第五條ノ二 樞密院ニ理事官ヲ置ク專任一人
奏任トス

第十四條ノ三 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務
ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樞
密
院

理由書ハ内閣
請願ニ依リ後
以テ之ヲ
以テ之ヲ

理由書

事務ノ能率増進ヲ圖ル爲新ニ樞密院理事官一
人ヲ置クノ必要アルニ由ル

樞密院

參照

○樞密院官制及事務規程 明治二十一年勅令第二十二號

樞密院官制

第五條 樞密院ニ議長秘書官ヲ置ク專任一人
奏任トス

第五條ノ二 樞密院ニ理事官ヲ置ク專任一人
奏任トス

第十四條ノ二 議長秘書官ハ議長官房ノ事務
ヲ掌ル

第十四條ノ三 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務
ヲ掌ル

樞密院

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「法制局理事官」ノ次ニ「樞密院理事官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樞 密 院

理由書

樞密院理事官ノ掌ルヘキ事務ハ其ノ性質上多年其ノ事務ニ従事シタル經驗者ヲシテ之ヲ掌ラシムルノ途ヲ開ク爲特別任用ノ制度ヲ設クルノ必要アルニ由ル

樞密院

参照

○奏任文官特別任用令勅令第百九十年

左ニ掲クル奏任文官ハ五年以上判任以上ノ官
ニ在職シテ行政事務ニ従事シ判任官五級俸以
上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試験委員ノ銓
衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

(中略)

法制局理事官

樞密院理事官

(下略)

附則

樞密院

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十五條中「法制局理事官」次ニ「樞密院理事官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樞密院

理由書

新ニ樞密院理事官ヲ置クニ伴ヒ高等官官等俸
給令中改正ヲ要スルニ由ル

樞密院

參照

○高等官官等俸給令明治四十三年勅令第百三十四號

第十三條 別表第二表第一號ニ依ル官ノ官等

ハ高等官三等乃至七等、同第二號ニ依ルモノ

ハ高等官四等乃至八等、同第三號ニ依ルモノ

ハ高等官五等以下トス

第十五條 別表第二表第二號ニ依ル諸官左ノ

如シ

(中略)

法制局理事官

樞密院理事官

樞密院

(下略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第三表)

奏任文官年俸表

級	俸第一號	第二號	第三號
一級	三四〇〇 <small>円</small>		
二級	三〇五〇		
三級	二七七〇		
四級	二四二〇		
五級	二一五〇		
六級	一八二〇		(中略)
七級	一六五〇		
八級	一四七〇		
九級	一三〇〇	樞密院	
十級	一一三〇		
十一級	一〇五〇		
十二級			

勅令第 號

明治二十六年勅令第百二十一號中左ノ通改正
ス

八人ヲ七人ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樞密院

理由書

新ニ樞密院理事官ヲ置クニ伴ヒ屬一人ヲ之ニ
組替フルノ必要アルニ由ル

樞密院

参照

○明治二十六年勅令第百二十一號樞密院

屬定員ノ件

樞密院屬ハ八人七人ヲ以テ定員トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樞密院